

茨城県ナースセンターキャラクター「はぴなちゃん」着ぐるみ貸出要項

(目的)

第1条 この要項は、茨城県ナースセンターキャラクター「はぴなちゃん」が茨城県ナースセンターをPRするキャラクターとして活動するにあたり、茨城県ナースセンターが所有する「はぴなちゃん」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）を貸し出す場合の取り扱いに関し、必要な事項を定める。

(貸出対象)

第2条 貸し出しの対象は、茨城県ナースセンター長（以下「管理者」という。）が茨城県ナースセンター事業内容に沿った行事で公益的観点から適当と判断できる行事であること。

(使用の承諾)

第3条 着ぐるみの借受けを希望する者（以下「借受希望者」という。）は、あらかじめ、「はぴなちゃん」着ぐるみ借受申請書（別記様式第1号）に必要事項を記入の上、必要書類を添えて、管理者に提出し、その承諾を得なければならない。

2 管理者は、第1項の申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、着ぐるみの使用を承諾する。承諾する場合には、「はぴなちゃん」着ぐるみ使用承諾書（別記様式第2号）を借受希望者に通知するものとする。

(1)借受けを希望する行事が、前条に該当しないとき。

(2)茨城県ナースセンターの品位を傷つけるおそれ、又は正しい理解の妨げになるおそれのあるとき。

(3)着ぐるみの正しい使用方法に従って使用されないおそれのあるとき。

(4)法令に違反し、又は公序良俗に反するおそれのあるとき。

(5)特定の政治家等の個人、政党若しくは宗教団体を支援するものであるとき、又はこれらを支援若しくは公認しているような誤解を与えるおそれのあるとき。

(6)「はぴなちゃん」のイメージを損なうおそれのあるとき。

(7)その他、管理者が着ぐるみの使用について不適當であると認めるとき。

3 管理者は、承諾に際し、条件を付することができる。

(貸出方法)

第4条 着ぐるみを借り受ける者（以下「借受者」という。）は、管理者から直接着ぐるみを借り受け、直接返却することを原則とし、その作業は借受者が行うものとする。

2 やむを得ず前項の作業を作業者等に依頼する場合、その経費は借受者の負担とする。

(貸出料)

第5条 貸出料は、無料とする。

(遵守事項)

第 6 条 借受者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1)承諾された行事のみに使用すること。
- (2)貸出期間を遵守すること。
- (3)着ぐるみ返却時には、「はぴなちゃん」着ぐるみ使用報告書（別記様式第 3 号）を提出すること。
- (4)着ぐるみを第三者に転貸しないこと。
- (5)着ぐるみの使用について、別紙の注意事項を遵守して取り扱うこと。
- (6)第 3 条第 3 項に基づく条件が付された場合、これに従って使用すること。

(承諾の取消し)

第 7 条 借受者が、前条に定める事項を遵守しなかったときは、その承諾を取り消すとともに、以後の使用は承諾しない。この場合、借受者に損害が生じても、管理者はその責めを負わない。

(原状回復)

第 8 条 借受期間中に、着ぐるみを汚損した場合、借受者の責任と負担により、修補又はクリーニングを行い、原状に復さなければならない。

(管理者の責任)

第 9 条 着ぐるみの使用により、借受者が被った被害に対しては、管理者は一切その責めを負わない。

(補則)

第 10 条 この要項に定めるもののほか、着ぐるみの取り扱いに係る必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要項は、平成 28 年 6 月 15 日から施行する。

「はぴなちゃん」着ぐるみ借受申請書

公益社団法人茨城県看護協会
茨城県ナースセンター長 様

申請者住所

団体名

代表者名

下記のとおり、茨城県ナースセンターキャラクター「はぴなちゃん」の着ぐるみを使用したいので申請いたします。

記

1 行事名	
2 開催日	
3 開催会場	
4 行事目的及び内容	
5 対象者・参加予定人数	
6 はぴなちゃんの役割	
7 借受期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
8 担当者	TEL ()

■ 添付資料

- ① 借り受け団体の概要がわかる資料
- ② 行事の内容がわかる資料

「はぴなちゃん」着ぐるみ使用承諾書

(団体名) 様

公益社団法人 茨城県看護協会
茨城県ナースセンター長

平成 年 月 日付けで申請のあった茨城県ナースセンターキャラクター「はぴなちゃん」の着ぐるみの使用につきましては、下記の遵守事項を守って使用することを条件に使用を承諾いたします。

記

■ 貸出日 年 月 日

■ 返却日 年 月 日

■ 遵守事項

- (1) 承諾された行事のみに使用すること。
- (2) 貸出期間を遵守すること。
- (3) 着ぐるみ返却時には、着ぐるみを使用した際の状況がわかる写真等を提出すること。
- (4) 着ぐるみを第三者に転貸しないこと。
- (5) 着ぐるみの使用について、別紙の注意事項を遵守して取り扱うこと。
- (6) その他、使用条件が付された場合、その条件を遵守すること。

「はぴなちゃん」着ぐるみ使用報告書

公益社団法人茨城県看護協会
茨城県ナースセンター長 様

申請者住所

団体名

代表者名

茨城県ナースセンターキャラクター「はぴなちゃん」の着ぐるみの使用承諾を受けて実施した事業等は、次のとおり終了いたしましたので報告いたします。

記

1 行事名	
2 開催日時	
3 開催会場	
4 実施内容	
5 対象者・参加人数	
6 使用期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

■ 添付資料

- ① 着ぐるみを使用した際の状況がわかる写真

※着ぐるみを使用した際の状況がわかる写真につきましては、茨城県、茨城県ナースセンター、茨城県看護協会のホームページ等広報媒体に掲載することがございます。

「はぴなちゃん」着ぐるみを使用する際の注意事項

- ①着用の際は、素肌が直接着ぐるみに触れないように、長袖、長ズボン、軍手等を着用すること。
- ②会場の気温などを考慮して水分補給を行うなど十分な暑さ対策をすること。
- ③当日の会場、天候及び着用者の体調などを考慮して、適宜休憩をとり、交代するなどして無理のない着用をすること。
- ④原則として、屋外での使用は控えること。
- ⑤「はぴなちゃん」のイメージの統一のため、着用者は絶対に声を出さないこと。また、関係者以外の目に触れる場所では着脱しないこと。
- ⑥着用すると視界が狭くなり、動きにくくなるため、必ず介助者をつけること。
- ⑦使用後は、消臭スプレーなどを使用し、風通しの良いところで陰干しし、十分に乾燥させてからケースに収納すること。
- ⑧型崩れしないように輸送や保管の際には取り扱いに十分注意すること。